

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を( )内に記入しなさい。

1. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)  
( × )
2. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条)  
( ○ )
3. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。(運輸規則第3条)  
( ○ )
4. 幼児専用車及び乗車定員三十人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、非常時に容易に脱出できるものとして、設置位置、大きさ等に関し告示で定める基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。(道路運送車両の保安基準第26条)  
( ○ )
5. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。(運輸規則第26条)  
( × )

6. 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第9条の2)  
( × )
7. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)  
( × )
8. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、事業者は、災害その他の事故により乗車券を滅失した場合以外には、乗車券の再発行をしてはならない。  
(標準運送約款第9条)  
( × )
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( ○ )
10. 旅客自動車運送事業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
11. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)  
( ○ )
12. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。  
(道路運送法第4条)  
( × )
13. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。  
(道路運送法第20条)  
( × )
14. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)  
( ○ )
15. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から二年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)  
( × )

II. 貸切バスの交代運転者の配置基準に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則 21 条、解釈・運用通達)

- ・夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、( ア ) を超えないものとする。
- ・夜間ワンマン運行の実車運行区間において、連続運転時間は、運行指示書上、概ね( カ ) までとする。
- ・昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、( セ ) までとする。ただし、当該運行の実車運行区間の途中に合計 1 時間以上(分割する場合は、1 回連続 20 分以上)の休憩を確保している場合にあっては、( サ ) を超えないものとする。
- ・( コ ) 運行の連続乗務回数は、4 回(一運行の実車距離が 400 km を超える場合にあっては、2 回) 以内とする。

ア. 9 時間	イ. 6 時間	ウ. 3 時間	エ. 1 時間	オ. 昼間ワンマン
カ. 2 時間	キ. 4 時間	ク. 300 km	ケ. 400 km	コ. 夜間ワンマン
サ. 600 km	シ. 16 時間	ス. 8 時間	セ. 500 km	ソ. 全日ワンマン

III. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第 7 条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の( セ ) 又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から( コ ) を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は( ス ) 自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の( カ ) する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の( ウ ) 又は支配力を有する者を含む。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 職権	エ. 三年	オ. 運行を管理
カ. 業務を執行	キ. 取消し	ク. 七年	ケ. 経済力	コ. 五年
サ. 一年	シ. 行政処分	ス. 特定旅客	セ. 懲役	ソ. 減給処分

IV. 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えておかなければなりません。下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第37条第1項)

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ① 運転者の健康状態              | ( ○ ) |
| ② 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 | ( ○ ) |
| ③ 運転者の家族構成              | ( × ) |
| ④ 運転者の運転の経歴             | ( ○ ) |
| ⑤ 運転免許証の番号及び有効期限        | ( ○ ) |

V. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中のうち、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり（ キ ）を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり71.5時間まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、（ カ ）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、（ ウ ）とすること。
- ・勤務終了後、継続（ コ ）以上の休息期間を与えること。
- ・連続運転時間は、（ オ ）を超えないものとする。

ア. 24時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 40時間	オ. 4時間
カ. 13時間	キ. 65時間	ク. 6時間	ケ. 12時間	コ. 8時間
サ. 30分	シ. 55時間	ス. 10時間	セ. 144時間	ソ. 2時間

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃は、（ ）の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。  
(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

答.           営業所          

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答.           五年          

3. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ ）を受けなければ、その効力を生じない。(道路運送法第36条)

答.           認可          

4. 旅客自動車運送事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答.           申し込み          

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び（ ）を旅客に見やすいように掲示しなければならない。(運輸規則第42条)

答.           自動車登録番号